

浪江町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年3月 策定

令和8年4月 改定

住宅の耐震化を一層促進し、浪江町の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を以下のとおり策定する。

1 目的

浪江町耐震改修促進計画に掲げる住宅の耐震化目標（令和12年度の住宅耐震化率95%）を達成するため、必要な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

2 実施取組期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

※浪江町耐震改修促進計画の計画期間とする。

3 対象区域・建築物

- ・浪江町全域（避難指示が解除された区域及び特定復興再生拠点区域）
- ・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事が着手されたもの。）で建設された木造戸建住宅

4 取組目標

【実施計画】

	取組内容	令和8年度目標
財政 支援	・対象建築物の耐震診断費の一部を補助	1戸
	・対象建築物の耐震改修費の一部を補助	1戸
普及 啓発	1. 耐震診断の未実施者に対する対応 ①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール送付を実施 ②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明	①対象者全員 ②希望者全員
	2. 耐震診断の既実施者に対する対応 ①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示 ②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず1年以上経過している者に対し、ダイレクトメールや電話等で耐震化を促す	①診断実施者全員 ②診断実施者全員
	3. 事業者に対する対応（技術力向上） ①事業者向けの技術講習会を実施 ②耐震改修事業者リストを浪江町の広報媒体（ホームページ等）にて周知	①講習会実施 ②広報媒体掲載
	4. その他、一般向けの対応（周知普及） ①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、浪江町の広報媒体で周知 ②住民向け説明会やパネル展示等を実施	①広報媒体掲載 ②パネル展示